

●第2部●

大規模災害に備えた取り組み

1 減災に向けた住宅の耐震化

(1) 耐震化の現状

木造住宅の耐震化の状況（国土交通省・2006年）について、戸建木造住宅約2550万戸のうち、約35%にあたる約850万戸で耐震性が不十分と推計されています。さらに、新耐震基準の施行後の、1982（昭和57）年以降に建てられた住宅についても、約250万戸が耐震性が不十分と推計されています。1982（昭和57）年以降に建てられた住宅であっても最も古い住宅はすでに新築から30年以上が経過しており、劣化事象がみられる物件も少なくありません。

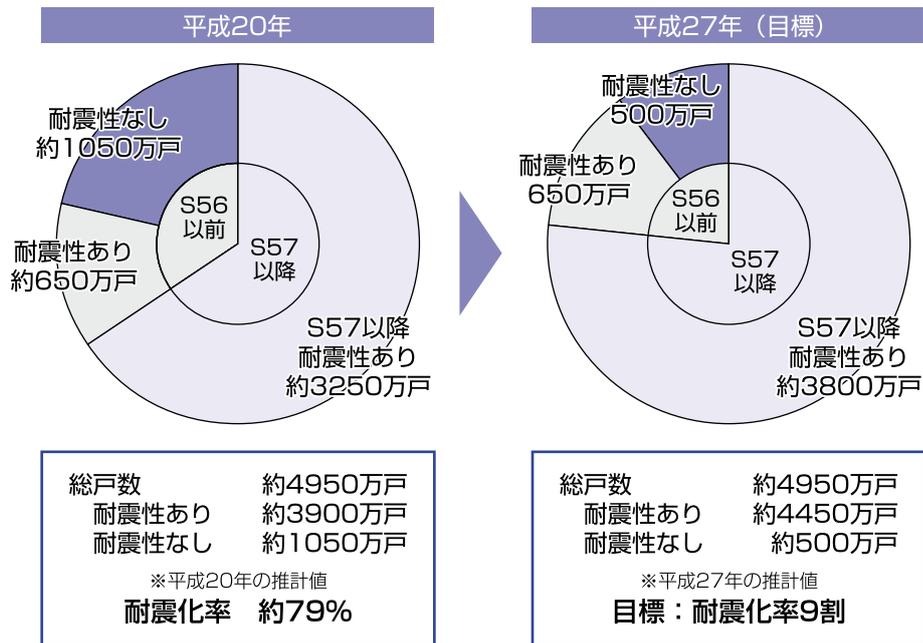
	住宅の耐震化の状況	住宅（集合住宅含む）
		うち戸建木造住宅
全住宅数（全国）		約4,950万戸 約2,550万戸
耐震性を満たすと推定 （全住宅数に対する割合）	①昭和56年以前で耐震性あり 約650万戸	約3,900万戸 （約80%）
	②昭和57年以降で耐震性あり 約3,250万戸	約1,700万戸 （約35%）
耐震性が不十分と推計 （全住宅数に対する割合）	①昭和56年以前で耐震性なし 約800万戸	約1,050万戸 （約20%）
	②昭和57年以降で耐震性なし 約250万戸	約230万戸 （約5%）

(2) 国・自治体の耐震化促進の施策

1) 国の耐震化の目標

『建築物の耐震改修の促進に関する法律』に基づき、2006年1月に出された国土交通省の基本方針において住宅・建築物の耐震化の目標を2015年までに少なくとも90%と設定されました。さらに住宅については、新成長戦略（2010年6月閣議決定）、住生活基本計画（2011年3月閣議決定）、日本再生戦略（2012年7月閣議決定）において、2020年までに95%と設定されています。

住宅の耐震化の進捗状況



平成27年の戸数は平成17年に設定したもの

2) 耐震化による減災効果

甚大かつ深刻な被害が想定される大規模地震に対して、中央防災会議は具体的な減災目標を定める地震防災戦略を策定しています。住宅の耐震化等を進めることで、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震で想定される死者数や経済被害を半減させる目標としています。

		全死者数	(うち建物倒壊)	経済被害
東海地震	被害想定	約9,200人	(約6,700人)	約37兆円
	減災効果	約4,500人	(約3,200人)	約19兆円
東南海・南海地震	被害想定	約17,800人	(約6,600人)	約57兆円
	減災効果	約9,100人	(約2,900人)	約31兆円
首都直下地震	被害想定	約11,000人	(約3,100人)	約112兆円
	減災効果	約5,600人	(約1,800人)	約70兆円

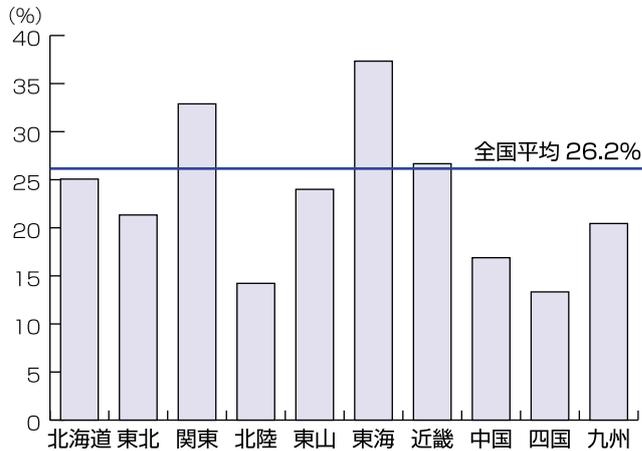
3) 家具固定による減災効果

住宅の耐震化とともに、家具の固定が減災に大きな効果をもたらします。

近年発生した地震でけがをした原因を調べると、約30～50%の人が、家具類の転倒・落下・移動によるものです。家具類の転倒・落下・移動は、直接当たってけがをするだけでなく、つまずいて転んだり、割れた食器やガラスを踏んだり、避難通路を塞いだりするなど、いろいろな危険をもたらします。東日本大震災では、津波からの避難時に自宅・建物内の散乱した家具や生活用品などが障害になったケースが少なく、屋内の家具転倒によって逃げ遅れにつながった可能性があります。

内閣府の2009年調査によると、家具の転倒防止、落下防止策を施しているのは全国平均26%であり、中央防災会議の地震防災戦略では家具固定率を2016年までに60%を目標としています。

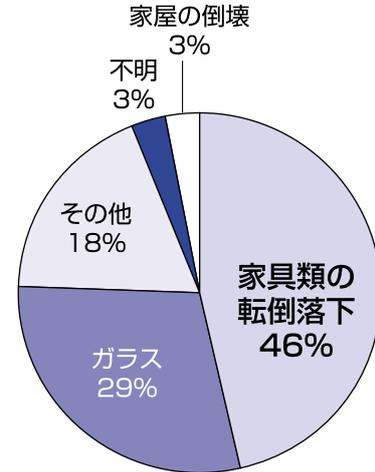
家具固定率



(内閣府「防災に関する特別世論調査 平成21年12月」)

阪神・淡路大震災における住宅内負傷原因

(調査数：130人)



出典：地震による家具の転倒を防ぐには（財団法人消防科学総合センター）

4) 耐震改修工事の費用と予算

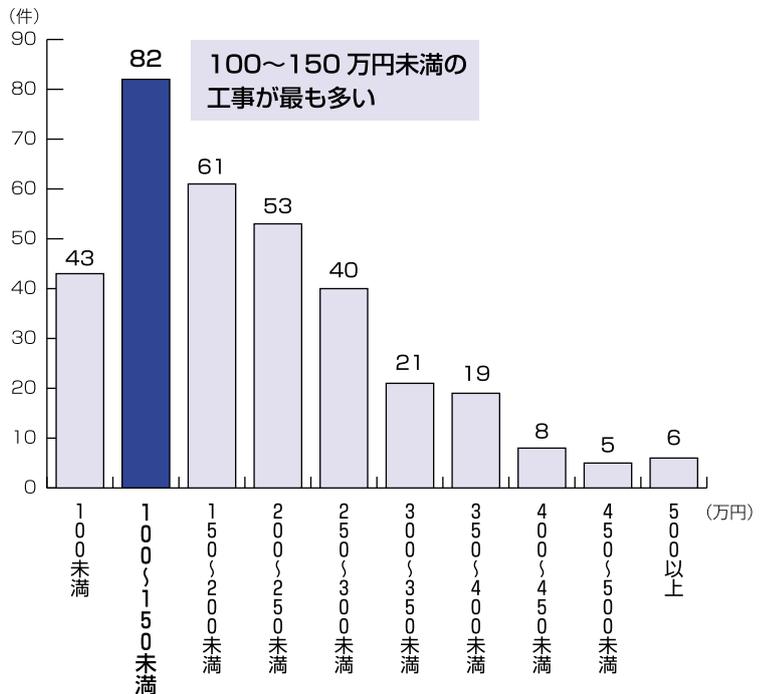
耐震改修工事の費用については、日本建築防災協会の調査によると、100～150万円が最も多く、全体の半数以上の工事が約187万円以下となっています。また、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合（木耐協）の調査でも約62%が150万円未満で、耐震改修の平均施工金額は約156万円としています。

一方、住まい手が耐震改修にかけられる予算については、木耐協の調査によると、35%の方が50～100万円、33%の方が100～200万円としています。

耐震改修をしない理由について、静岡県調査で「資金関係」が4割を占め、「耐震補強工事に多額の費用がかかるため」「経済的に余裕がない」としています。

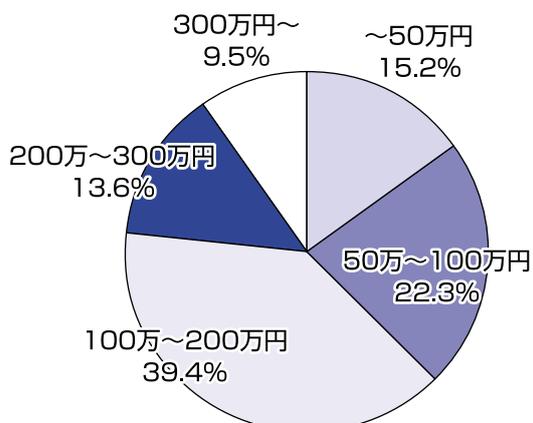
耐震改修工事にかかる費用と予算にギャップがあり、耐震改修が進まない一番の要因となっています。

耐震改修工事費



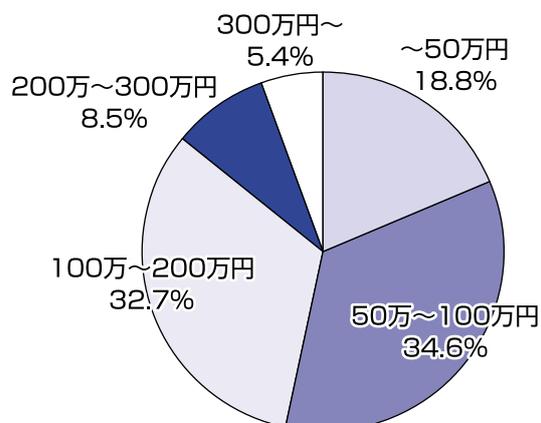
出典：木造住宅における耐震改修費用の実態調査業務（財団法人日本建築防災協会）

耐震改修工事にかかる費用



出典：木耐協 耐震診断調査データ 平成25年1月15日

耐震改修工事にかけられる予算



出典：木耐協 耐震診断調査データ 平成25年1月15日

5) 耐震化を促進するための支援策

国土交通省は耐震化に係る経済的負担を軽減するために、耐震診断・改修に対する補助を行っています。

住宅の耐震診断には国と地方自治体を併せて費用の2/3が補助され、戸建住宅の耐震改修には国と地方自治体を併せて費用の23%（補助上限額80万円 ※2013年度は30万円が加算され、補助上限額が80万円から30万円引き上げ）が補助されています。

国や自治体が行っている補助制度や住宅金融支援機構の融資制度の活用、耐震改修促進税制により、住まい手の負担を軽減することができます。

耐震診断・耐震改修への補助制度

(2013年度)

	住宅（共同住宅を含む）	建築物
耐震診断	<p>●負担割合</p> <p>【民間実施】 国：1/3 地方公共団体：1/3</p> <p>【地方公共団体実施】 国：1/2</p>	<p>●負担割合</p> <p>【民間実施】 国：1/3 地方公共団体：1/3</p> <p>【地方公共団体実施】 国：1/3（緊急輸送道路沿道の場合は1/2）</p>
	<p>一般住宅</p> <p>●地域要件：なし</p> <p>●負担割合</p> <p>【民間実施】 国：11.5% 地方公共団体：11.5%</p> <p>【地方公共団体実施】 国：11.5%</p>	<p>多数の者が利用する建築物</p> <p>●地域要件：なし</p> <p>●負担割合</p> <p>【民間実施】 国：11.5% 地方公共団体：11.5%</p> <p>【地方公共団体実施】 国：11.5%</p>
耐震改修（建替えも含む）		<p>避難所等建築物</p> <p>●建物要件 地域防災計画に位置づけられた又は位置づけられる予定の避難所等</p> <p>●負担割合</p> <p>【民間実施】 国：1/3 地方公共団体：1/3</p> <p>【地方公共団体実施】 国：1/3</p>
	<p>緊急輸送道路沿道住宅・建築物</p> <p>●地域要件：緊急輸送道路沿道</p> <p>●負担割合</p> <p>【民間実施】国：1/3 地方公共団体：1/3 【地方公共団体実施】国：1/3</p> <p>避難路沿道等住宅・建築物</p> <p>●地域要件：避難路沿道等</p> <p>●負担割合</p> <p>【民間実施】国：1/6 地方公共団体：1/6 【地方公共団体実施】国：1/6</p>	

※戸建住宅の交付対象限度額は32,600円/㎡、建築物・共同住宅については47,300円/㎡
 （密集市街地内の延焼の危険性が高い建物で防火改修工事を併せて行う戸建て住宅については、交付対象限度額を1.5倍とする）
 ※ただし、平成24年度以降は、戸建住宅（緊急輸送道路沿道、避難路沿道及び防火改修工事を併せて行うものは除く）の交付限度額を「戸当たりの限度額」に見直し、上限80万円/戸（国費の上限40万円/戸）とする。
 ※緊急輸送道路沿道・避難路沿道等の住宅・建築物は除却費も交付対象。
 ※平成24年度補正予算で、戸建住宅の耐震改修の補助に30万円（国15万円負担、地方公共団体15万円負担）が上乗せとなった。

計画策定PR等

<p>●対象事業</p> <p>耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づく事業（耐震改修促進計画策定費、耐震改修設計費、PR費用、死亡時一括償還融資活用の不動産鑑定費用・事務手数料費等）</p> <p>●負担割合</p> <p>【民間実施】国：1/3 地方公共団体：1/3 【地方公共団体実施】国：1/2</p>
--

※住宅・建築物安全ストック形成事業の要件に適合するもののうち、地域住宅計画に基づく事業においては、交付対象額のうち、概ね45%を国が助成。
 ※住宅・建築物の耐震化に係る事業については、当該事業の他に、社会資本整備総合交付金の効果促進事業において、実施可能（交付率1/2）

耐震改修の補助制度の実施状況

(平成24年4月1日現在)

都道府県名	耐震改修に係る補助制度の実施状況(補助が受けられる市区町村数及び割合)											
	市区町村数	住宅			戸建住宅				マンション		非住宅建築物	
		市区町村数	割合	市区町村数	割合	市区町村数	割合	市区町村数	割合	市区町村数	割合	
北海道	179	57	32%	57	32%	57	32%	21	12%	0	0%	
青森県	40	1	3%	1	3%	1	3%	0	0%	0	0%	
岩手県	34	34	100%	34	100%	34	100%	0	0%	0	0%	
宮城県※	35	33	94%	33	94%	33	94%	0	0%	0	0%	
秋田県	25	25	100%	25	100%	25	100%	1	4%	0	0%	
山形県	35	16	46%	16	46%	16	46%	0	0%	1	3%	
福島県※	59	9	15%	9	15%	9	15%	0	0%	0	0%	
茨城県	44	9	20%	9	20%	9	20%	1	2%	0	0%	
栃木県	27	26	96%	26	96%	26	96%	0	0%	0	0%	
群馬県	35	12	34%	12	34%	12	34%	0	0%	0	0%	
埼玉県	64	64	100%	64	100%	48	75%	58	91%	55	86%	
千葉県	54	20	37%	20	37%	20	37%	4	7%	2	4%	
東京都	62	46	74%	46	74%	46	74%	30	48%	18	29%	
神奈川県	33	33	100%	27	82%	27	82%	5	15%	33	100%	
新潟県	30	28	93%	28	93%	28	93%	1	3%	0	0%	
富山県	15	15	100%	15	100%	15	100%	0	0%	0	0%	
石川県	19	19	100%	19	100%	19	100%	5	26%	1	5%	
福井県	17	15	88%	15	88%	15	88%	0	0%	0	0%	
山梨県	27	27	100%	27	100%	27	100%	0	0%	0	0%	
長野県	77	72	94%	72	94%	72	94%	2	3%	5	6%	
岐阜県	42	42	100%	42	100%	42	100%	24	57%	27	64%	
静岡県	35	35	100%	35	100%	35	100%	9	26%	8	23%	
愛知県	54	54	100%	54	100%	54	100%	13	24%	3	6%	
三重県	29	29	100%	29	100%	29	100%	29	100%	0	0%	
滋賀県	19	19	100%	19	100%	19	100%	0	0%	1	5%	
京都府	26	24	92%	24	92%	24	92%	10	38%	0	0%	
大阪府	43	39	91%	39	91%	39	91%	38	88%	1	2%	
兵庫県	41	41	100%	41	100%	41	100%	41	100%	0	0%	
奈良県	39	39	100%	39	100%	39	100%	39	100%	0	0%	
和歌山県	30	30	100%	30	100%	30	100%	0	0%	0	0%	
鳥取県	19	15	79%	15	79%	15	79%	0	0%	0	0%	
島根県	21	21	100%	8	38%	8	38%	3	14%	21	100%	
岡山県	27	15	56%	15	56%	15	56%	0	0%	0	0%	
広島県	23	8	35%	8	35%	8	35%	2	9%	0	0%	
山口県	19	19	100%	19	100%	19	100%	0	0%	6	32%	
徳島県	24	24	100%	24	100%	24	100%	5	21%	5	21%	
香川県	17	17	100%	17	100%	17	100%	1	6%	1	6%	
愛媛県	20	5	25%	5	25%	5	25%	0	0%	0	0%	
高知県	34	34	100%	34	100%	34	100%	34	100%	0	0%	
福岡県	60	5	8%	5	8%	5	8%	2	3%	0	0%	
佐賀県	20	20	100%	20	100%	20	100%	0	0%	0	0%	
長崎県	21	13	62%	13	62%	13	62%	0	0%	0	0%	
熊本県	45	3	7%	3	7%	3	7%	0	0%	0	0%	
大分県	18	18	100%	18	100%	18	100%	0	0%	0	0%	
宮崎県	26	8	31%	8	31%	8	31%	1	4%	0	0%	
鹿児島県	43	6	14%	6	14%	6	14%	2	5%	0	0%	
沖縄県	41	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
合計	1747	1144	65%	1125	64%	1109	63%	381	22%	188	11%	

※宮城県内の3自治体、福島県内の9自治体については、災害対応により回答が得られなかったため昨年度の実施状況で集計。

耐震改修の税制	
対象	主な要件等
改修	<p>○耐震改修促進税制</p> <p>□住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税 耐震改修に要した費用と当該工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額の10%相当額（上限20万円 ※平成26年4月～29年12月は上限25万円）を所得税から控除 ・固定資産税 一定期間固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1/2に減額 （平成18～21年に工事を行った場合：3年間） （平成22～24年に工事を行った場合：2年間） （平成25～27年に工事を行った場合：1年間）
	<p>○住宅ローン減税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税 10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象）

耐震改修の融資制度	
対象	主な要件等
個人向け	<p>住宅金融支援機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額：1,000万円（住宅部分の工事費の80%が上限） ・金利：償還期間10年以内 1.35%、11年以上20年以内 1.76% （平成24年12月3日現在） ・保証人：不要 <p>（死亡時一括償還型融資の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額：1,000万円（住宅部分の工事費が上限） ・金利：1.97% ・保証人：（財）高齢者住宅財団による保証
マンション管理組合向け	<p>住宅金融支援機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額：150万円/戸（共用部分の工事費の80%が上限） ・金利：償還期間10年以内 1.05%（平成24年12月3日現在） ・保証人：必要 <p>※上記は、（財）マンション管理センターの保証を利用する場合</p>

(3) 国・自治体への耐震化促進に向けた要請

1) 耐震改修の負担軽減のために

住宅の耐震化を促進していくうえで、重要なのは、行政と住民、施工者の信頼関係を築きあげていくことはもちろんのこと、住民が耐震改修をしやすい条件をつくっていくことが重要です。現状では耐震改修にかかる費用と予算にギャップがあり、耐震改修が進まない一番の要因となっています。特に高齢者にとっては、築年数が経過し耐震改修を要する住宅であるにもかかわらず、経済的に余裕がないために耐震改修を行えない状況にあります。国土交通省によると、旧耐震基準の住宅に住む世帯の半数が65歳以上で、旧耐震住宅に住む世帯の半数が300万円未満の年収となっています。

耐震改修にかかる住まい手の費用負担を支払い可能額に近づけ、いのちを守る耐震改修を促進させていくために、以下のような観点からの取り組みが重要です。

①耐震改修の補助制度の創設・拡充

自治体によって耐震改修の補助制度が異なっており、補助金の上限を20万円とする自治体もあれば、横浜市のように225万円とする自治体もありますが、概ね30～90万円が補助金の上限とされています。

また、新耐震基準の施行後の1982（昭和57）年以降に建てられた住宅や建築基準法に違反した建築物は補助の対象外とされています。しかし、新耐震基準で建てられた住宅であっても、最も古い住宅はすでに新築から30年以上が経過しており、劣化事象がみられる物件も少なくありません。木耐協の調査によると、同協会が耐震診断を行った住宅のうち、1982（昭和57）年以降に建てられたものの8割以上が、現行の耐震基準を満たしていないとしています。したがって総合評点1.0未満の住宅はすべて補助の対象とすべきです。

耐震化は個々の建築物でとらえるのではなく、まちづくりの一環としてとらえるべきです。新宿区や墨田区ではいのちを守ることを最優先に違法建築物であっても耐震改修助成の対象とすることで地域全体の耐震化を図れるよう柔軟な対応が採られています。

加えて、住宅の耐震化とともに、家具転倒防止のための器具の取り付けも減災効果が高いことから、家具転倒防止の器具の取り付けに対する補助の創設・拡充も重要です。

②耐震改修の補助手続きの簡素化

自治体に耐震改修の補助制度があっても、補助を受ける手続きが煩雑だと補助を活用するハードルが高くなってしまい、耐震化の促進につながりません。

補助を受ける手続きは各自治体で決められており、自治体ごとに異なります。補助制度を利用しやすくするための手続きの簡素化を自治体に求める必要があります。

③安全で安価な耐震改修工法の開発支援と耐震改修事例の紹介

耐震補強工事を実施しない理由

（複数回答）

※耐震補強工事について「予定はないが、いずれ実施したい」「実施するつもりはない」と答えた者に複数回答

お金がかかるから	50.6%
必要性を実感できないから	22.1%
集合住宅や借家などに住んでおり、自分だけでは判断できないから	21.1%
効果があるか不明だから	14.2%
どうやって着手・施工したらいいかわからない	10.2%
面倒だから	6.7%
見た目が悪くなるから	1.2%

内閣府「防災に関する特別世論調査（2009年12月）」

耐震診断を受け、耐震改修の必要がある場合でも耐震改修を行わない人は少なくありません。内閣府の「防災に関する特別世論調査」（2010年1月）によると、耐震改修をしない理由について、2人に1人（50.6%）が「お金がかかるから」と答え、10.2%の人が「どうやって着手・施工したらいいかわからない」と答えています。

こうした住民の不安を解消し、耐震改修を促進するためには、補助制度の創設・拡充とともに、安全で安価な耐震改修工法の開発支援や耐震改修事例の公表が求められます。

そして、私たち工務店自身も工法に関する理解を深める研修を行う必要があります。

④いのちを守るための現実的な耐震改修

耐震改修の第一の目的は「いのちを守る」ことです。そうした点に立てば、耐震改修を行う最も効果的な場所は、在宅時に利用する時間の長い寝室と居間の耐震化です。住宅すべての改修ができなくても寝室や居間の改修を行うことによって、ベストではないがベターな震災対策をとることができ、費用の面でもより改修しやすい安価な工事にすることができます。自治体によっては寝室や居間、避難経路等を耐震補強する簡易改修も補助対象とするところもあり、補助を活用することでさらに負担を減らすことができます。

2) 各自治体への要請行動

耐震改修を促進させるためには、耐震改修にかかる住まい手の費用負担を支払い可能額に近づける必要があることから、補助制度の創設・拡充、住民への補助制度の周知、補助手続きの簡素化等を国・自治体に求める必要があります。自治体及び組合の実情にあわせ、下記の項目について要請してください。

自治体に対する要請項目（例）

- 1 戸建住宅への耐震診断、耐震改修、家具等の転倒防止器具の購入・設置への補助制度を創設・拡充してください。
- 2 耐震改修への補助は補助率及び補助限度額を引き上げるとともに、耐震診断の総合評点1.0未満の全ての住宅を補助対象としてください。
- 3 改修後の総合評点が1.0未満となる簡易耐震改修についても補助対象とするなど、柔軟な補助制度にしてください。
- 4 補助金を受けるための手続きの簡素化を図ってください。
- 5 住民に対する防災意識の啓発と耐震に関する補助制度の周知を図ってください。
- 6 戸建住宅の耐震診断・耐震改修の推進にあたっては、地域の建築士や工務店等が参加できるようにするとともに、技術者の養成や安全で安価な工法の開発支援、耐震改修事例の紹介を行ってください。

(4) 耐震診断、耐震改修の方法

まずは診断 耐震診断方法のご紹介

この診断の目的

この耐震診断は、ご自宅の耐震性能の理解や耐震知識の習得を進めいただき、耐震性の向上を図るための耐震改修に向けて、より専門的な診断を行う際の参考にさせていただくことを目的に作られました。お住まいになっている住宅について、住んでいる方がご自身で住宅の耐震診断を行い、住宅のどのようなところに地震に対する強さ、弱さのポイントがあるかなどがわかるようになっていきます。

誰でもできる わが家の耐震診断



監修 国土交通省住宅局
監修 財団法人 日本建築防災協会

耐震診断問診表

START さあはじめよう!

問診 1 建てたのはいつ頃ですか?

項目	評点
建てたのは1981年6月以降	1
建てたのは1981年5月以前	0
よく分からない	0

問診 2 いままで大きな災害に見舞われたことはありますか?

項目	評点
大きな災害に見舞われたことがない	1
床下漏水・床上漏水・火災・車の暴走事故・大地震・崖上段地の崩落などの災害に遭遇した	0
よく分からない	0

問診 3 増築について

項目	評点
増築していない。または、建築確認など必要な手続きを全て行った。	1
必要な手続きを省略して増築し、または増築を2層以上層別している。増築、壁や柱を一部撤去するなどした	0
よく分からない	0

問診 4 傷み具合や補修・改修について

項目	評点
傷んだところは無い。または、個人だとその程度補修している。健全であると思う	1
新築している。買ったばかりの建物など新築か新築に近い	0
よく分からない	0

問診1～10にある該当項目の評点を、評点の欄に記入して下さい。
(例えば、問診1の場合ご自宅を新築したのが1985年でしたら、評点1となり、評点の欄に1と書込みます)

問診 5 建物の平面はどのような形ですか? (1階の平面図に注目します)

項目	評点
どちらかという長方形に近い平面	1
どちらかという字-Tの字など複雑な平面	0
よく分からない	0

問診 6 大きな吹き抜けがありますか? (1階の吹き抜けの面積に注目します)

項目	評点
一辺が4m以上の大きな吹き抜けはない	1
一辺が4m以上の大きな吹き抜けがある	0
よく分からない	0

問診 7 1階と2階の壁面が一致しますか? (この図を参考にしてください)

項目	評点
2階外壁の下に1階の外壁とほぼ一致する壁面は、平面図である	1
2階外壁の下に1階の外壁とは別壁がある	0
よく分からない	0

問診 8 壁の配置はバランスがとれていますか? (1階図の外壁に注目します)

項目	評点
1階外壁の東西南北どの面にも壁がある	1
1階外壁の東西南北どの面にも壁がなくない壁がある	0
よく分からない	0

問診 9 屋根葺材と壁の多さは?

項目	評点
瓦など比較的重い屋根葺材であるが、1階に壁が多い。	1
または、スレート・鉄板葺・銅板葺など比較的軽い屋根葺材である	0
よく分からない	0

問診 10 どのような基礎ですか?

項目	評点
鉄筋コンクリートの布(糸の)基礎またはベタ基礎・杭基礎	1
その他の基礎	0
よく分からない	0

判定 問診1～10の評点を合計します

評点合計

評点の合計	判定・今後の対策
10点	ひとまず安心ですが、念のため専門家に診てもらいましょう
8～9点	専門家に診てもらいましょう
7点以下	心配ですので、早めに専門家に診てもらいましょう

対象住宅

この診断の対象としている住宅は、1～2階建ての一戸建て木造住宅(在来軸組構法、枠組壁工法(ツーバイフォー工法))などで店舗・事務所等を併用する住宅を含みます。

お願いのご注意
①この診断は、木造住宅の耐震診断・耐震改修を推進するため、専門家が行う耐震診断だけでなく、国民が簡単に使える診断法として開発されたもので、国や地域の耐震診断上にも必ずしも採用されない。一般的な住宅の所有者、居住者向けに作成されたものである。住宅の所有者が、自ら診断することにより、耐震に関する意識の向上・耐震知識の習得ができるように配慮されており、より専門的な診断へ繋がるよう作成されています。この診断により居住者等が住宅をどのように評価しているのかわかることができるので、専門的な診断者は、住宅の所有者等が不安に思っている点・理解を深めたい点を把握し、解説を添えてあてて下さい。
②このパンフレットは国土交通省住宅局の監修を受けています。評点を独自に増減するなどを配布される方の任意な変更は強く禁止いたします。

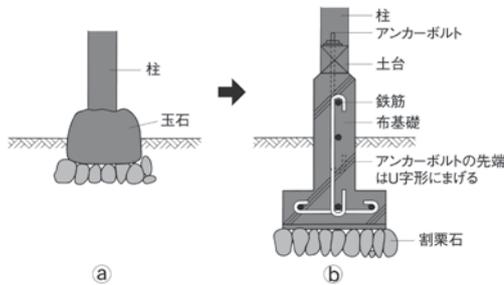
木造住宅の補強方法いろいろ

補強については次のような方法があります。専門家にご相談下さい。「誰でもできるわが家の耐震診断」より

基礎の補強

玉石基礎などの場合は、鉄筋コンクリート造の布基礎に替え、これに土台をアンカーボルトで締めつけます。

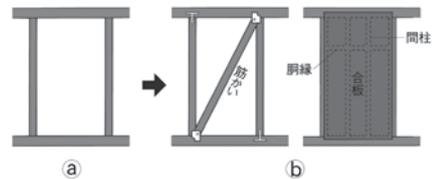
- a 玉石に東立しただけの柱は、浮き上ったり踏みはずしたりして、建物が壊れることがあります。
- b 鉄筋コンクリート造の布基礎を作りアンカーボルトをつけて下さい。



壁の補強

筋かいを入れたり、構造用合板を張って強い壁を増やします。

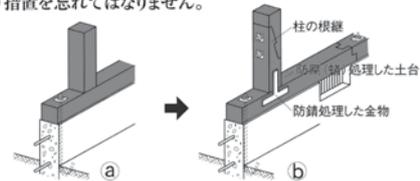
- a 柱、はりだけでは地震の力に抵抗できません。
- b 筋かいを入れるか、または、構造用合板(厚さ9mm以上)を柱、土台、はり・胴差、間柱・胴縁に十分にくぎ打ちして下さい。



こうした補強をするときは以下の点も併せて行います。

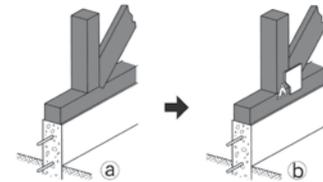
腐ったり、シロアリに食われた部材は取替えます。

- イ 特に、台所・浴室の近くや北側の土台まわりのように湿りがちの場所は早く腐ります。
- ロ 土台を取替え、柱は根継ぎして金物で補強して下さい。この場合、防腐(防蟻)措置を忘れてはなりません。



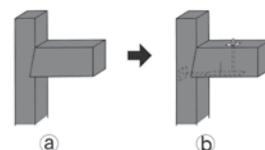
土台・柱・筋かいなどの接合は金物等を使って堅固にします。

- イ ほぞ差しや胴付け、またはくぎ止めだけの接合部は、抜けたり、はずれたりします。
- ロ 柱と土台は金物等で結びつけて下さい。筋かいと柱(または土台、はり)は、十分にくぎまたは専用の金物で止めつけて下さい。



柱・はりの接合は金物等を使って堅固にします。

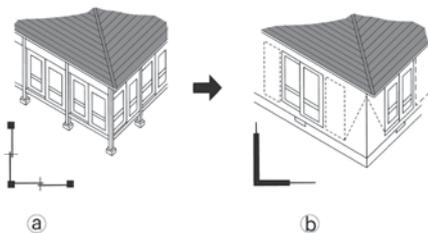
- イ ほぞ差しだけの柱、はりの仕口は、ほぞが折れたり、抜けたりして骨組がばらばらになりがちです。
- ロ はりの下端を羽子板ボルトで引き止め、抜け落ちないようにして下さい。



壁の配置

壁の量を増やし、かつ、つりあいをよく配置します。

- a 開口部(ガラス戸など)が多いと地震に弱くなります。
- b 開口部を減らし、筋かいや構造用合板で補強された壁を増やして下さい。隅部を壁にすると一層効果的となります。



専門家による耐震診断をお考えの方、診断や工事について業者の営業を受け、疑問や不安を感じられている方、その他ご相談はお住まいの市町村または、都道府県の建築行政担当当局にお問い合わせください。

(財)日本建築防災協会のホームページには、相談窓口一覧や助成制度など耐震や防災についていろいろな情報があります。

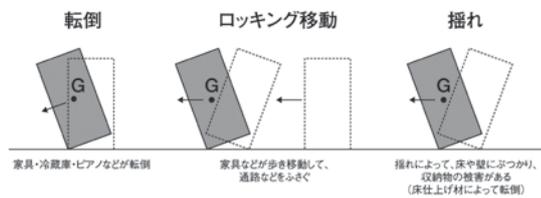
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp>

住まい方の工夫も大切です

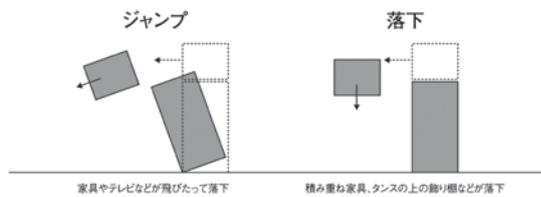
地震による家具の動き方の例

大地震が発生すると、室内では家具が転倒したり、食器棚などは扉が開いて中の食器類が散乱したり、冷蔵庫やピアノが移動して避難経路をふさいだり、テレビやエアコンや照明器具や電子レンジが飛ぶといった、日常では考えられない現象が起きることがわかっています。

大型な家具などの場合

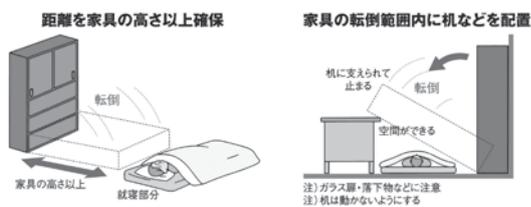


積み重ね家具などの場合

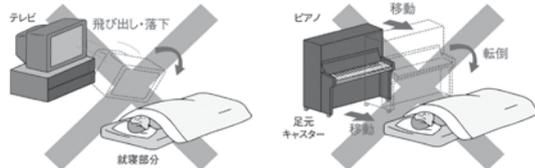


家具の設置場所の工夫

就寝する部屋では特に配慮が必要です。

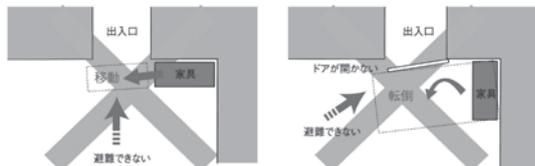


×悪い例



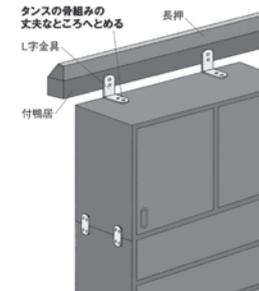
避難経路の確保

×悪い例

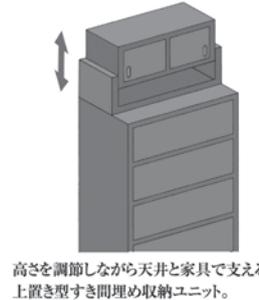


家具の固定方法の例

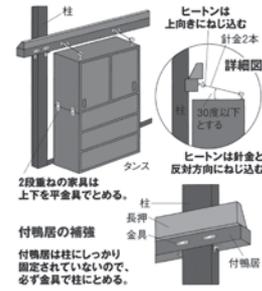
L型金具でとめる



上下式ユニット



針金でとめる



突っ張り棒タイプ



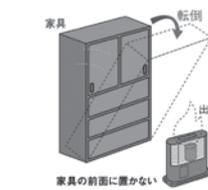
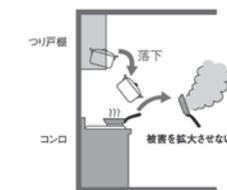
突っ張り棒タイプのものを利用するには、天井に家具を支えるだけの耐力が無いと危険。またしっかりと天井の場合でも、天井とのすき間が少なく奥行きのある家具でない、大きな効果は期待できない。

ガラス等の飛散を防ぐ対策



食器棚については、配置による対策が難しいため、ガラス面に飛散防止フィルムを貼ったり、扉開閉防止用具を設置するなどの方法が望まれます。暮らしの工夫としては、座布団・クッション・スリッパなどを常に周囲に置き、非常の場合には飛散物の上にこれを敷いて歩行できるようにするなど、住まい方にあった対策を立てておくことが必要です。

出火を防ぐ対策



普段からの対策として、防災訓練や家庭の防災会議を開く、非常持出品の準備をするといったことも大切です。



2 復旧・復興に向けた取り組み

(1) 自治体との災害協定

1) 組合と自治体との災害協定の締結状況

東日本大震災以降、いつでもどこでも起こりうる震災に備えるため、各自治体では災害対策が喫緊の課題となっており、自治体と災害協定を締結する組合が増えています。

災害協定の締結は、地域における組合の社会的役割を果たすとともに、地域で組合の存在を大きく示し、自治体との密接な関係づくりにもつながることから、組合運動を前進させるうえで有効です。

私たち建設労働組合の強みを生かした災害支援は、被災住宅の応急修理など、技術と道具を有する地域に精通した組合員による復旧活動です。

協定の締結にあたっては、災害応急業務費用は自治体の負担とし、災害補償については労災保険が適用されることを災害協定で取り決めておく必要があります。

2) 大規模災害後の組合の災害協定への対応

大規模災害が発生し、緊急に対応が必要と自治体が判断した場合に災害協定を締結する組合に対して協力要請が出されます。

自治体から災害協定に基づく協力要請を受けた場合、組合は迅速な対応が求められます。

大規模災害発生後直ちに組合で対応すべき点

1 | 自治体に連絡し災害協定に基づく協力要請の有無について確認する。



【協力要請の可能性がある場合】

2 | 災害協定の支援活動に対応する事務局体制をつくる。



3 | 組合員に災害協定の支援活動への協力を求め、協力者を確保する。
災害協定の支援活動に必要な資材・機材を確保する。

全建総連関係組合の自治体との災害協定の締結状況

2013年1月調査

県連・組合名	災害協定を締結している組合	協定締結日	協定を締結した自治体	災害協定の内容
宮城県連	白石市建設職組合	2007年10月	白石市	災害時における緊急支援活動協力
	宮城県連	2009年9月	宮城県	災害時における応急対策活動
	蔵王町建設職組合	2010年10月	蔵王町	災害時の救助活動
	宮城県連、宮城優良住宅協会、みやぎ中小建設協会	2012年10月	宮城県	災害時における被災住宅の応急修理
山形県連	西川町総合建設組合	2009年10月	西川町	地震・風水害、その他緊急事態が発生し又は発生する恐れがある場合、町長が行う応急対策を協力し、速やかに実施する。
	酒田鮑海建設総合組合	2010年10月	酒田市	災害時の応急対策業務の遂行に必要な機材、労力等の確保及び動員、被害の拡大防止と施設の早期復旧
		2010年10月	遊佐町	災害時の応急対策業務の遂行に必要な機材、労力等の確保及び動員、被害の拡大防止と施設の早期復旧
茨城県連	古河市建築組合	2009年1月	古河市	応急仮設住宅の建設
	古河市総和建築組合	2009年1月	古河市	応急仮設住宅の建設
	結城市建設協同組合	2010年3月	結城市	①公共施設等の被害状況の収集及び提供 ②公共施設等の崩壊、倒壊及び破損に伴う人命救助のための障害物の除去 ③公共施設等の崩壊、倒壊及び破損に伴う道路交通確保のための障害物の除去 ④その他市が必要と認める応急対策業務
群馬県連	桐生支部	1996年3月	桐生市	応急復旧に伴う木工事等
	館林支部	2009年6月	館林市	大規模災害時における木造建築物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去又は道路交通確保のための障害物の除去等
建設埼玉	東部地区本部	2012年2月	越谷市	緊急時に応急仮設住宅の設置及び応急修理
	秩父地区本部	2017年2月	秩父市	・犯罪や交通事故を防止するための広報、啓発活動に協力。 ・犯罪及び交通事故防止に関する活動方法、知識及び情報等を、実際に活動を行う。 ・子供達の安全確保における見守り活動及び安心・安全パトロールに協力すること。 ・犯罪や交通事故を現に認め、又は犯罪や不審者に関する情報を認知した場合は、積極的に110番その他の方法により警察に通報する。 ・子供や高齢者等で保護を要する人を発見した場合は、警察署又は関係機関に通報する。
埼玉土建	越谷支部	2012年1月	越谷市	①倒壊建物等からの救出救援活動。②収容施設およびその他の市施設の補修に関する事。③その他市が必要と認める緊急応急作業。
	宮代支部	2012年2月	杉戸町	①町が所有及び管理する施設で、被災した建物等からの救助活動に関する事。②町が所有及び管理する施設の応急的な修復に関する事。③その他、町が必要と認める応急業務への協力に関する事。
	久喜幸手支部	2012年5月	幸手市	①市が所有及び管理する施設で、被災した建物等からの救助活動に関する事。②市が所有及び管理する施設の応急的な修復に関する事。③市が要請する応急仮設住宅の設置及び応急修理。④その他市が必要と認める応急業務への協力に関する事。
千葉土建	船橋支部	2006年5月	船橋市	応急措置を実施する必要があると認める作業。 災害時において、市の要請がない場合でも、情報収集等のボランティア活動(無償)に積極的に参加し、市民の安全・安心な生活の維持に寄与する。
	松戸支部	2006年12月	松戸市	収容避難所等の公共施設の応急補修。応急仮設住宅の建設。市が必要と認める業務。市が実施する防災訓練に参加。
	いすみ支部	2006年12月	勝浦市	市施設の倒壊建築物からの救出救援活動。収容施設及びその他の市施設の応急補修。必要と認める緊急応急作業。
		2006年12月	いすみ市	市施設の倒壊建築物からの救出救援活動。収容施設及びその他の市施設の応急補修。必要と認める緊急応急作業。
		2007年7月	御宿町	町施設の倒壊建築物からの救出救援活動。収容施設及びその他の町施設の応急補修。必要と認める緊急応急作業。
		2007年7月	大多喜町	町施設の倒壊建築物からの救出救援活動。収容施設及びその他の町施設の応急補修。必要と認める緊急応急作業。
	2007年8月	鴨川市	市施設の倒壊建築物からの救出救援活動。収容施設及びその他の市施設の応急補修。必要と認める緊急応急作業。	

県連・組合名	災害協定を締結している組合	協定締結日	協定を締結した自治体	災害協定の内容
千葉土建	柏支部	2007年11月	柏市	避難住民の収容施設等の応急補修の作業。市が災害時において必要と認める応急作業。
	市川支部	2008年3月	市川市	避難所等の公共施設の応急補修。応急仮設住宅の建設。市が必要と認める業務。災害時において、市の要請がない場合でも、情報収集等のボランティア活動(無償)に積極的に参加し、市民の安全・安心な生活の維持に寄与する。
	千葉支部	2008年3月	四街道市	避難所等の公共施設の応急補修。応急仮設住宅の建設。緊急を要する資機材の調達及び輸送。市が必要と認める緊急応急作業。
	住宅センター協議会(千葉土建、我孫子市太子会、建築士事務所協会、建築士会、建設ユニオン。事務局:我孫子支部)	2008年10月	我孫子市	避難所等が損害を受け、緊急に応急措置をする必要があると認める応急措置作業。
	長生支部	2008年12月	長生村	村施設の倒壊建築物からの救出救援活動。収容施設及びその他の村施設の応急補修。必要と認める緊急応急作業。
	千葉支部	2009年11月	千葉市	避難所等の公共施設の応急補修。市が必要と認める業務。
	長生支部	2009年12月	一宮町	町施設の倒壊建築物からの救出救援活動。収容施設及びその他の町施設の応急補修。必要と認める緊急応急作業。
	野田支部	2010年1月	野田市	避難者の収容施設及びその他の市施設の応急補修。災害時において、市が必要と認める応急的な作業。
	山武支部	2010年4月	横芝光町	避難所等の公共施設の応急補修。応急仮設住宅の建設。緊急を要する資機材の調達及び輸送。市が必要と認める緊急応急作業。
	建設関連防災ネットワーク(柏支部所属)	2011年4月	柏市	応急復旧活動
	市原支部	2011年10月	市原市	避難所等の公共施設の応急補修、必要と認める業務(仮設住宅建設含む)
	佐倉支部	2012年2月	佐倉市	避難所等の公共施設の応急補修。災害応急業務に必要な資材、設備等の調達及び輸送。必要と認める業務(仮設住宅建設含む)。
東京都連	建設ユニオン世田谷支部、東京土建世田谷支部	1998年3月	世田谷区	①倒壊建築物等からの救助救出活動 ②収容施設、その他の区施設の応急補修に関する事 ③応急仮設住宅の建設に関する事 ④その他区が必要と認めた業務に関する事
	西多摩郡北部建設組合	1999年7月	青梅消防署	倒壊家屋からの人命救助活動
	東京土建中野支部	2005年4月	中野区	①人命救助用資材の提供 ②区有施設の優先的応急措置 ③区の指示した民間住宅の応急修理 ④その他、必要なもの
	建設ユニオン多摩支部、東京土建八王子支部	2008年1月	八王子市	①倒壊建築物等からの救助救出活動、それに要する資材の提供 ②避難施設及び市施設の応急修繕に関する事 ③応急仮設住宅の建設に関する事 ④その他市が必要と認めた業務に関する事
	東建産、東京土建墨田支部	2008年7月	墨田区	①自力脱出困難者の救助活動 ②避難所等の応急的な危険度の判定 ③避難所等の応急修理
	東京土建町田支部	2010年1月	町田市	①倒壊建築物等からの救助救出活動、それに要する資材の提供 ②避難施設及び市施設の応急修繕に関する事 ③応急仮設住宅の建設に関する事 ④その他市が必要と認めた業務に関する事
	東京土建新宿支部	2010年	新宿区	①災害時における救出救護活動 ②被災した収容施設の補修 ③応急仮設住宅の建設
	建設ユニオン城北支部	2011年4月	足立区	①倒壊建築物等からの救助救出活動、それに要する資機材の提供 ②避難施設及び区施設の応急修繕に関する事 ③応急仮設住宅の建設に関する事 ④その他区が必要と認めた業務に関する事
	東京土建渋谷支部	2011年5月	渋谷区	災害復旧の建築相談業務

減災対策・災害支援は
組合の社会的役割

県連・組合名	災害協定を締結している組合	協定締結日	協定を締結した自治体	災害協定の内容
東京都連	建設ユニオン城北支部、日暮里建設、東京土建荒川支部	2011年10月	荒川区	①倒壊建築物等からの救助救出活動、それに要する資機材の提供。 ②道路上に存在する障害物の除去活動、それに要する資機材の提供。 ③避難施設及び区施設の応急修繕に関する事。 ④応急仮設住宅の建設。 ⑤その他区が必要と認めた業務に関する事。
	建設ユニオン杉並支部、杉並建設、東京土建杉並支部	2011年12月	杉並区	民間住宅の応急修繕業務
	東京土建多摩稲城支部	2011年	多摩市	①倒壊建築物等からの救助救出活動、それに要する資機材の提供 ②避難施設及び市施設の応急修繕に関する事 ③応急仮設住宅の建設に関する事 ④その他市が必要と認めた業務に関する事
	大森倉組合	2012年1月	大森消防署	消防活動業務支援に関する人員・資機材の支援
	東京土建小金井国分寺支部	2012年1月	国分寺市	応急対策活動に必要な建設資機材、労務等の提供
	東京建設、南建、大森建設、大建設、建設ユニオン城南支部、東京土建大田支部	2012年3月	大田区	①被災建物・宅地等の緊急対応や修理等についての相談・助言窓口の開設 ②応急修理、耐震補強、建替えについての相談、助言 ③緊急・応急修理対応可能業者の確保、区民への業者紹介及び手配 ④その他区が必要と認める業務
	東京土建多摩西部支部	2012年3月	立川市	①道路障害物の除去活動 ②救助活動の支援 ③公共施設等の応急補修の実施 ④保有する施設・資機材の提供 ⑤その他市が必要と認める業務に関する事
	東京土建多摩西部支部	2012年3月	昭島市	①応急対策業務に関する資機材及び労務の提供
	東京土建府中国立支部	2012年4月	国立市	①倒壊建築物等からの救助救出活動、それに要する資機材の提供 ②市施設の応急修繕に関する事 ③応急仮設住宅の建設に関する事 ④その他市が必要と認めた業務に関する事
	東建従、建設ユニオン城北支部、東京土建江戸川支部	2012年4月	江戸川区	被災住宅の修繕等の相談業務を行う窓口の設置
神奈川県連	厚木建築職組合	2004年6月	厚木市	災害時における倒壊した家屋等からの人命救助活動及び火災防止活動並びに倒壊防止等の対策。
	神奈川土建茅ヶ崎寒川支部	2011年3月	茅ヶ崎市	災害復旧活動への組合員の派遣、技術の提供。組合員所有又は調達可能な車両・工具・機材等の提供。
	海老名市建築職組合	2012年3月	海老名市	災害復旧活動に係わる組合員の派遣及び技術の提供。災害復旧活動に係わる組合員の所有する車両・工具・機材等の提供。
	神奈川土建座間海老名支部	2012年6月	海老名市	災害復旧活動に係わる組合員の派遣及び技術の提供。災害復旧活動に係わる組合員の所有する車両・工具・機材等の提供。
長野県建設労連	下諏訪建設労働組合	2009年4月	下諏訪町	災害時における救出活動。被災した避難施設の補修。倒壊建物等障害物の除去及び応急仮設住宅の速やかな建設のための組合員の活用。
愛知建築	愛知建築	2006年3月	愛知県	災害時における被災住宅の応急修理
全建愛知	全建愛知	2006年3月	愛知県	災害時における被災住宅の応急修理
三重建労	三重建労松阪支部	2008年9月	松阪市	災害時における応急対策業務
	三重建労	2011年7月	三重県	災害時における被災住宅の応急修理
	三重建労名張支部	2012年3月	名張市	災害時における応急対策業務
奈良建築	奈良建築	2010年3月	奈良県	大規模災害時における支援活動。避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧。組合が覚知した被害情報の提供。奈良県が必要と認める応急・復旧作業。
広島建労	広島建労	2013年2月	広島県	災害時における被災住宅の応急修理
徳島建労	小松島支部	2006年6月	小松島市	①支援要請に基づき、支部内の支援体制を基本に支援活動を実施する。 ②組合員等からの被災状況などの情報提供。
	阿波市協議会	2008年9月	阿波市	①出勤要請の有無にかかわらず人員を招集し出勤態勢を整える ②被害情報を速やかに提供する ③現地に派遣された職員の指示に従い救援活動を行う
	徳島建労	2009年3月	徳島県	①避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、県の災害対策本部から指示された応急・復旧作業 ②組合が覚知した被害情報の提供 ③その他県が必要と認める応急・復旧作業

県連・組合名	災害協定を締結している組合	協定締結日	協定を締結した自治体	災害協定の内容
フレッセ	フレッセ	2009年4月	徳島県	①避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、県の災害対策本部から指示された応急・復旧作業 ②フレッセが覚知した被害情報の提供 ③その他徳島県が必要と認める応急・復旧作業
	石井支部	2009年7月	石井町	①避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、町の災害対策本部から指示された応急・復旧作業 ②石井支部が覚知した被害情報の提供 ③その他石井町が必要と認める応急・復旧作業
	神山支部	2009年12月	神山支部	①避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、町の災害対策本部から指示された応急・復旧作業 ②神山支部が覚知した被害情報の提供 ③その他神山町が必要と認める応急・復旧作業
	川島支部	2010年5月	吉野川市	①避難所等の被害に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、市の災害対策本部から指示された応急・復旧作業 ②川島支部及び山川支部が覚知した被害情報の提供 ③その他市が必要と認める応急・復旧作業
	山川支部	2010年5月	吉野川市	①避難所等の被害に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、市の災害対策本部から指示された応急・復旧作業 ②川島支部及び山川支部が覚知した被害情報の提供 ③その他市が必要と認める応急・復旧作業
	脇町支部	2012年2月	美馬市	①避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、市の災害対策本部から指示された応急・復旧作業 ②脇町支部が覚知した被害情報の提供 ③その他市が必要と認める応急・復旧作業
	美馬支部	2012年2月	美馬市	①避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、市の災害対策本部から指示された応急・復旧作業 ②美馬支部が覚知した被害情報の提供 ③その他市が必要と認める応急・復旧作業
	鳴門支部	2012年7月	鳴門市	①公共施設等の応急普及作業 ②公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物の除去作業 ③鳴門支部が覚知した被害情報の提供 ④その他市が必要と認める応急復旧作業
	大麻支部	2012年7月	鳴門市	①公共施設等の応急普及作業 ②公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物の除去作業 ③大麻支部が覚知した被害情報の提供 ④その他市が必要と認める応急復旧作業
香川建労	香川建労	2010年3月	香川県	災害時における被災住宅の応急修理
	香川建労大川支部	2011年3月	東かがわ市	災害時における被災住宅の応急修理
		2012年10月	さぬき市	災害時における被災住宅の応急修理
	香川建労さぬき支部	2012年10月	さぬき市	災害時における被災住宅の応急修理
	香川建労志度支部	2012年10月	さぬき市	災害時における被災住宅の応急修理
建設長崎	長崎県中小建設業協会	2009年4月	長崎県	①大規模災害時における建築物その他工作物の被災状況に関する情報収集と提供。 ②建築物その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物除去作業。 ③建築物その他工作物の応急復旧作業。 ④その他県が必要と認める緊急応急復旧作業。
	長崎県中小建設業協会平戸支部協会	2010年9月	平戸市	①大規模災害時における建築物その他工作物の被災状況に関する情報収集と提供。 ②建築物その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物除去作業。 ③建築物その他工作物の応急復旧作業。 ④その他市が必要と認める緊急応急復旧作業。
	長崎県中小建設業協会佐世保支部協会	2011年6月	佐世保市	①大規模災害時における建築物その他工作物の被災状況に関する情報収集と提供。 ②建築物その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物除去作業。 ③建築物その他工作物の応急復旧作業。 ④その他市が必要と認める緊急応急復旧作業。

3) 災害協定に備えた平時における対応

大規模災害が発生し、自治体から災害協定に基づく協力要請を受けてから対応していたのでは、迅速に対応できません。大規模災害で組合員が被災する可能性や被害を受けない場合でも住宅被害を受けた顧客の対応に追われることになり、大規模災害が起きてから組合員に災害協定の支援活動への協力を求めても協力者を確保することは難しくなります。

したがって、大規模災害発生後、直ちに災害協定に基づく支援活動を行えるように平時より災害協定に対応する体制づくりをしておく必要があります。

県連・組合で平時に準備すべき点

- ①災害協定の支援活動に対応する事務局体制を決める。
- ②組合員に災害協定の支援活動について周知し協力者を募る。
- ③協力いただける組合員について名簿データを作成・管理し、定期的に更新する。
※大規模災害発生後は、名簿にある組合員に改めて意思を確認し協力を求める。
- ④災害協定の支援活動で必要となる資材・機材の調達先等を決める。

(2) 全木協が進める都道府県との応急仮設木造住宅建設の災害協定

東日本大震災発生で必要になった応急仮設住宅を建設するために、2011年9月1日、全国建設労働組合総連合（全建総連）と一般社団法人工務店サポートセンター（JBN）の2団体で一般社団法人全国木造建設事業協会（全木協）を設立しました。

設立経過としては、4月8日に国土交通省の要請を受け、全建総連、JBN、日本建築士会連合会の3団体で「応急仮設木造住宅建設協議会」を設立し、3県に事務局を設置、追加の公募に応じましたが、福島県のみ400戸の建設の発注を受け、建築士会の協力のもと全建総連とJBNの協力関係で見事に完成することが出来、その後追加約140戸・グループホーム・集会場の建設にも対応できました。結果としてプレハブ建築協会のプロジェクト内で350戸、応急仮設木造住宅建設協議会で540戸、計900戸（集会場含む）を国産材在来工法で完成し、事業は成功しました。

全木協では応急仮設木造住宅の建設で必要とする職人を確保するために、全建総連が主幹事工務店に対して「労働者供給事業」により労働者を供給する仕組みをもっています。この「労働者供給事業」は非営利な労働組合のみが厚生労働大臣の許可を得て法的に行える事業であり、全建総連は供給先の主幹事工務店と労働協約を結び、その協定に基づき、建設に従事する組合員は主幹事工務店と雇用契約を結び、就労することになります。

応急仮設木造住宅の建設は組合員の仕事確保につながるだけでなく、被災者支援に直接つながります。全木協では、東日本大震災での成果をもとに現在、各都道府県と応急仮設木造住宅建設の災害協定の締結を進めています。

全木協設立の背景

日付	内容
2011年 3月31日	国交省生産課より工務店サポートセンター、全建総連に対し、地域の工務店の仮設住宅の受け皿として協議会設立要請。両団体は、住宅設備・資材の確保を国交省が全面的にバックアップする条件で設立の方向で検討すると約束。
4月5日	検討の結果、今回は公募に対応するため、組織として動かねばならず、時間的にも難しいと生産課課長へ連絡。
4月8日	全建総連本部にて、工務店サポートセンター、全建総連、日本建築士会連合会の3団体で対応を検討。県の公募・仮設住宅発注受け入れの対応を検討し、協議会の設立を決定。12日プレス発表を合意。
4月12日	応急仮設木造住宅建設協議会設立記者発表。
4月下旬～	福島県、岩手県、宮城県の公募に応募。福島県で採択される。
9月1日	応急仮設木造住宅建設協議会を発展的解消。全国木造建設事業協会を設立。

1) 応急仮設木造住宅建設の災害協定の締結状況

全木協が災害協定を要請・締結した都道府県（2013年2月現在）

協定を締結した都道府県	締結日
徳島県	2011年10月9日
高知県	2012年1月11日
宮崎県	2012年2月22日
愛知県	2012年3月16日
埼玉県	2012年3月29日
岐阜県	2012年8月21日
長野県	2013年1月24日
愛媛県	2013年2月6日

2013年2月までに要請を実施した県（要請順）

和歌山県、秋田県、福島県、静岡県、山口県、広島県、鳥取県、島根県、千葉県、三重県、香川県、神奈川県、大分県、石川県、東京都



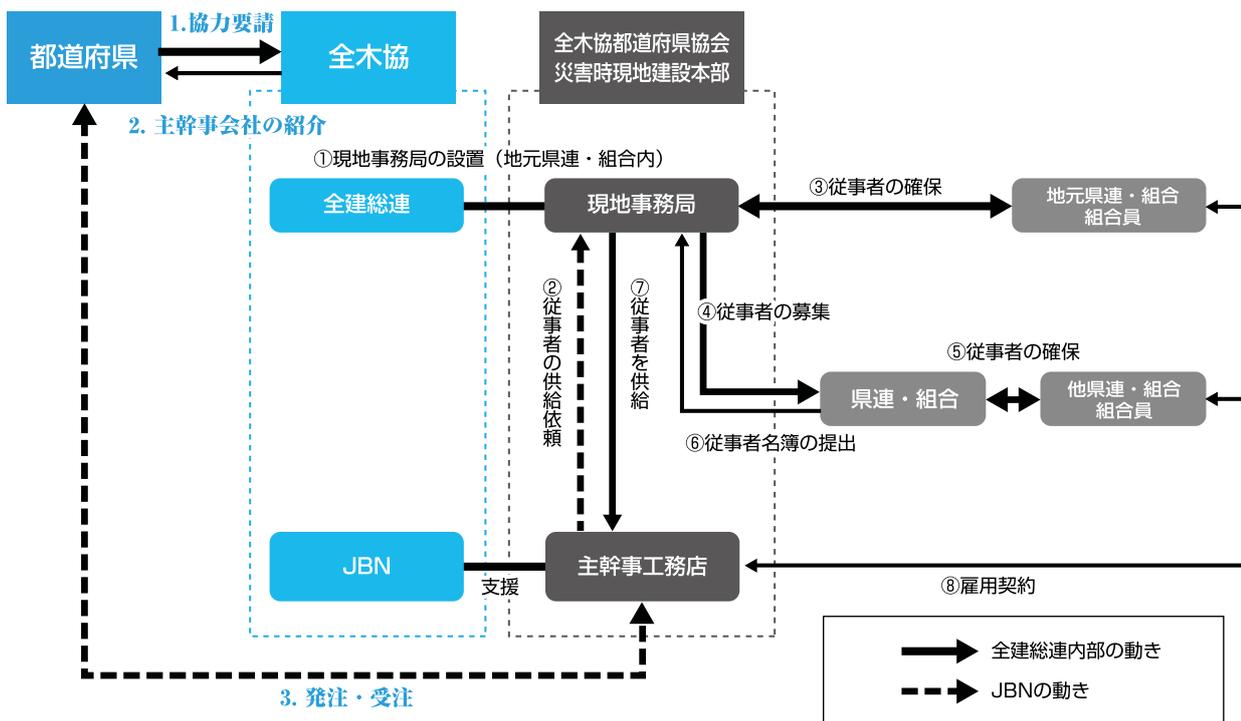
長野県との協定式の様子（左：阿部長野県知事、右：全木協の青木理事長）

2) 全木協の応急仮設木造住宅建設のスキーム

応急仮設木造住宅の建設に当たっては全建総連、JBNそれぞれが役割を担います。

全建総連は主として「労働者供給事業」による応急仮設木造住宅の建設で現場で働く職人の供給を担うこととなります。応急仮設木造住宅の建設にあたっては、被災地の県連・組合の協力を受けて全木協の現地事務局を設置し、被災地の組合員を主体に全国の仲間に協力を求めていきます。

《応急仮設木造住宅の建設に当たっての連絡体制》



3) 地元組合の平時の準備と震災後の対応

大規模災害が発生した場合、組合員が被災する可能性や被害を受けない場合でも住宅被害を受けた顧客の対応に追われることになり、都道府県から全木協に災害協定に基づく応急仮設木造住宅の建設の協力要請を受けてから建設に従事する組合員を確保しようとしても対応は困難です。また、他県で大規模災害が起き、全木協から応急仮設木造住宅建設の従事者の求めがある場合についても迅速な対応が求められます。

東日本大震災では震災発生3日後の3月14日に岩手、宮城、福島各県から応急仮設住宅建設の災害協定を締結するプレハブ建築協会に対して協力要請が出され、3月19日には着工されました。

したがって、いつ全木協から応急仮設木造住宅の建設の協力要請があっても従事者の確保が迅速に行えるように、平時より体制づくりをしておく必要があります。

全木協の応急仮設木造住宅の建設に当たって県連・組合で平時に準備すべき点

【ポイント1】 応急仮設木造住宅について担当する部署・担当者を決めておく

【ポイント2】 現地事務局を県連・組合施設内に設置する場合の設置場所を決めておく

【ポイント3】 現地事務局で必要になる機材類の地元での手配先を決めておく

(必要となる機材等)

FAX・コピー・プリンター兼用機、ノートパソコン、臨時固定電話、携帯電話、インターネットの設定、メールアドレスの設定、事務局内のLANの設定、事務用品

【ポイント4】 協力者名簿のデータを作成し管理しておく

①協力者名簿を作成する

●全木協の応急仮設木造住宅の建設における全建総連の労働者供給の仕組み、労働条件等について組合員に説明し、協力者を募る。



●労務条件等を承諾し災害時に協力いただける組合員の協力者名簿をデータで作成する。



●随時登録できるように協力者の募集を定期的に案内する。

②協力者名簿を更新・管理する

少なくとも年1回は協力者名簿の情報を確認し、緊急時に連絡がとれるようにしておく。

《大規模災害後の全木協の応急仮設木造住宅の建設への県連・組合の対応》

	被災地の県連・組合	被災地以外の県連・組合
【ステップ1】 初動（災害発生後から数日）の対応	①全建総連作成の「応急仮設木造住宅建設の労働者供給に係る現地事務局対応マニュアル」を確認。 ②マニュアルに基づき想定された「事務局体制」（応急仮設木造住宅建設の担当部署・担当者）を確認。 ※担当者は「全木協・災害時現地建設本部・現地事務局」のスタッフとなる。 ③マニュアルに基づき準備された応急仮設木造住宅建設の「協力者名簿」を確認し、安否と連絡先を確認。 ④マニュアルに基づき想定された「全木協・災害時現地建設本部・現地事務局」の被災地の県連・組合での設置場所を確認。 ⑤マニュアルに基づき現地事務局で必要になる機材等の調達先を確認。	①全建総連作成の「応急仮設木造住宅建設の労働者供給に係る現地事務局対応マニュアル」を確認。 ②マニュアルに基づき想定された「事務局体制」（応急仮設木造住宅建設の担当部署・担当者）を確認。 ③マニュアルに基づき準備された応急仮設木造住宅建設の「協力者名簿」を確認し、連絡先を確認。
【ステップ2】 被災県から全木協に協力要請があった後の対応	①「全木協・災害時現地建設本部・現地事務局」を設置。 ②「協力者名簿」にある組合員に応急仮設木造住宅が建設されることを連絡し、労働条件等を改めて説明。	①「協力者名簿」にある組合員に応急仮設木造住宅が建設されることを連絡し、労働条件等を改めて説明。
【ステップ3】 主幹事工務店より現地事務局に労働者供給の依頼があった後の対応	①現地事務局で「協力者名簿」にある組合員に現場情報、労務期間等を案内し従事できる方を確保。	①県連・組合で「協力者名簿」にある組合員に現場情報、労務期間等を案内し従事できる方を確保。 ②確保できた従事者の名簿を現地事務局に提出。

(3)被災住宅に対する支援

1) 被災建築物の判定と罹災証明

①被災建築物応急危険度判定

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいかなど、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供するために地方自治体が行う調査です。

《判定ステッカー》



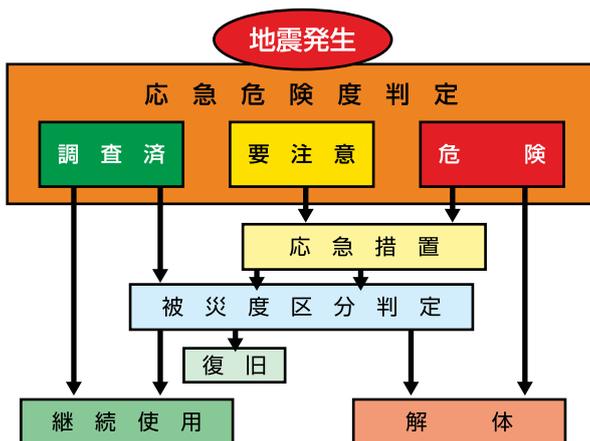
(全国被災建築物応急危険度判定協会 作成)

地震により被災した建築物を対象に、その建築物の内部に立ち入り、建築物の傾斜、沈下及び構造躯体の損傷状況等を調査することにより、その被災度を区分するとともに、継続使用のために復旧の要否を判定するものです。

この調査には、建築構造に関する専門的知識が求められるため、判定は原則として

建築技術者が行います。なお、この調査は、建物の所有者が建築技術者と契約を結び実施するものです。

応急危険度判定は、市町村が地震発生後の様々な応急対策の一つとして行うべきものですが、東日本大震災のような大規模災害の場合には、判定を必要とする建築物の量的な問題や被災地域の広域性から自治体だけでは対応が難しいと考えられます。



そこで、ボランティアとして協力してもらう建築士等に、応急危険度判定に関する講習を受講していただくことなどにより、「応急危険度判定士」として都道府県が養成、登録を行っています。2012年3月末現在の全国の応急危険度判定士数は100,498名と公表されています。

参考：全国被災建築物応急危険度判定協議会（<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/oq/>）

② 罹災証明（家屋の財産的被害程度の認定）

罹災証明は、被災者生活再建支援法等による被災者への各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市町村長が証明するものです。

罹災証明のための被災家屋の被害程度の調査は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度（全壊、半壊等）を明らかにするものです。

2) 災害救助法による救助～住宅の応急修理

国による災害救助法にもとづく救助の種類は次の通りです。

- | | |
|----------------|----------------------|
| ①避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥住宅の応急修理 |
| ②食品、飲料水の給 | ⑦学用品の給与 |
| ③被服、寝具等の給与 | ⑧埋葬 |
| ④医療、助産 | ⑨死体の搜索及び処理 |
| ⑤被災者の救出 | ⑩住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

災害救助法が適用となった市町村に居住している住民が、上記の救助を受けることとなります。

救助の程度、方法及び期間は、厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行うこととされています。

したがって、「住宅の応急修理」は現物で救助が行われることになっています。そのため、応急修理は、市町村が業者に委託して実施することになっています。修理限度額は1世帯あたり52万円（同じ住宅に2世帯以上が同居している場合は1世帯とみなされる）。住宅が半壊又は半焼以上の被災を受け、応急仮設住宅に入居しない世帯が対象となります。

罹災証明が「半壊」の場合、所得制限があります。

住宅の応急修理は居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な欠くことのできない部分で、より緊急を要する箇所について実施されます。

緊急度の優先順は、①屋根・柱・床・外壁・基礎等、②ドア・窓等の開口部、③上下水道・電気、ガス等の配管・配線、④衛生設備 となっています。

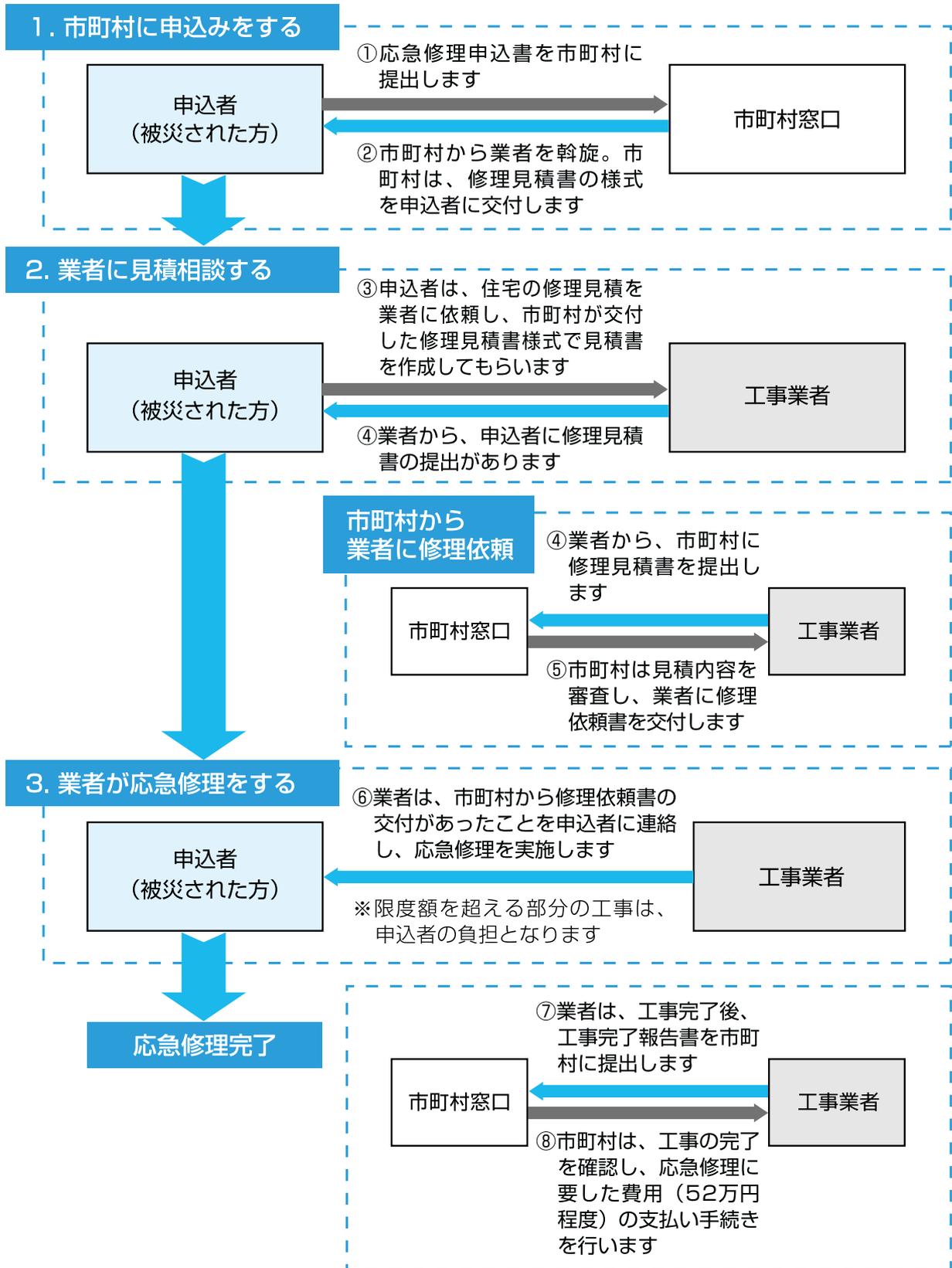
工事完了期限は、原則として災害発生日より1カ月以内とされていますが、新潟県中越地震や東日本大震災など大規模災害の場合、延長されてきました。

災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」

全壊・大規模半壊又は半壊した住宅を市町村が業者に委託して一定の範囲内で住宅を応急修理する制度。

対象世帯	<p>以下の全ての要件を満たす世帯が対象</p> <p>①大規模半壊又は半壊の被害を受けたこと（市町村が発行する罹災証明書が必要）。全壊の場合でも応急修理をすることにより居住が可能となる場合は対象</p> <p>②応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること</p> <p>③応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと</p>
所得制限等	<p>世帯全体の前々年の年収などが、次のいずれかに該当する世帯が対象</p> <p>①世帯全体の年収が500万円以下の場合</p> <p>②世帯全体の年収が500万円超700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯</p> <p>③世帯全体の年収が700万円超800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</p> <p>※大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯は所得制限なし。</p>
応急内容	<p>居室、炊事場、トイレなどの日常生活に欠くことができない部分であって、より緊急を要する箇所について実施</p> <p>【緊急度の優先順】</p> <p>ア) 屋根・柱・床・外壁・基礎等</p> <p>イ) ドア・窓等の外部に面する開口部</p> <p>ウ) 上下水道・電気・ガス等の配管・配線</p> <p>工) 衛生設備</p> <p>※災害の被害と直接関係のある修理のみが対象</p> <p>※内装に関するものは原則として対象外</p> <p>※家電製品は対象外</p>
限度額	<p>一世帯あたりの限度額52万円</p> <p>※同一世帯（1戸）に2以上の世帯が居住している場合でも一世帯あたりの限度額以内となる。</p> <p>※全壊か大規模半壊の被害を受けた住宅は被災者生活再建支援金を使って「住宅の応急修理制度」と合わせて住宅の補修が可能</p>
工事完了期限	<p>原則として災害発生日より1ヵ月以内</p>

《災害救助法に基づく住宅の応急処理の手続きの流れ（例）》



様式第2号

住宅応急修理見積書

記入例
※見積書の書式は自治体
によって異なります

見積金額(応急修理分) **504,000** 円 (他に被災者負担分 **126,000** 円)

工事名称	対象 (※1)	数量	単価	金額	備考
1 仮設工事	○	一式	●●● 円	31,500 円	屋根工事の仮設
2 木工事					
玄関庇修繕					玄関出入り口の確保
杉板●ミリ×●ミリ	○	● m ²	●●● 円	31,500 円	
合板●ミリ厚	○	● 枚	●●● 円	31,500 円	
外壁修繕					耐震性確保
筋交●ミリ×●ミリ	○	● m ²	●●● 円	31,500 円	
合板●ミリ厚	○	● 枚	●●● 円	31,500 円	壁下地、内壁の一部新設
開口部補修					サッシ枠修繕
杉板●ミリ×●ミリ	○	● m ²	●●● 円	31,500 円	
金物	○	一式	●●● 円	31,500 円	庇、外壁補修用
施工費	○	● 人	●●● 円	31,500 円	
3 屋根工事					
養生	○	● 枚	●●● 円	31,500 円	ブルーシート
板金工事	○	一式	●●● 円	31,500 円	
雨樋	○	一式	●●● 円	31,500 円	氷柱防止
施工費	○	● 人	●●● 円	31,500 円	
4 窓工事					
ガラス工事	○	● 枚	●●● 円	31,500 円	
雑工事	○	一式	●●● 円	31,500 円	サッシ鍵取替え
5 衛生設備工事					
便器取替え	○	一台	●●● 円	31,500 円	破損ロータンク含む
配管工事	○	● m	●●● 円	31,500 円	
下地補修	×	● m	●●● 円	31,500 円	
仕上げタイル補修	×	● m ²	●●● 円	31,500 円	便器取替えの付帯工事
施工費	×	● 人	●●● 円	31,500 円	
6 畳工事					
畳の取替え	×	● 人	●●● 円	31,500 円	老朽化による取り替え
合計				630,000 円	
(うち消費税)				30,000 円	
応急修理分				504,000 円 (※2)	
被災者負担分				126,000 円 (※3)	

※1 住宅の応急修理の対象となる工事について「○」を、対象とならない工事について「×」を記入すること
 ※2 1世帯あたりの限度額を超える部分の工事については被災者負担分に計上すること
 ※3 被災者負担分は、「被災者生活再建支援金」の対象とすることができる

応急修理の対象となる工事には優先順位
があります。この例では、①木工事や屋
根工事の構造体に係る工事(仮設工事を
含む)と②窓工事、③衛生設備工事、④
畳替えがありますが、応急修理の優先順
位に従って、対象を決定しています。

(業者記入)
 登録番号 (般-●●) 第●●●●●●●●号
 住所 ●●県●●市●●1-2-3
 会社名 株式会社●●工務店
 代表者名 代表取締役 ●● ●● 印

上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入)
 平成●●年●●月●●日 住所 ●●県●●郡●●町1-2
 氏名 ●● ●● 印

(市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

見本

住宅応急修繕工事

収入
印紙
貼付

請負契約書（被災者負担分）

工事名称

工事場所

工期 平成 年 月 日 より 平成 年 月 日 まで

注文者名 様 印

住 所

請負者名

社 名 代表者 印

住 所

電 話 FAX

担当者名

1. 請負金額 金 円（税込）

2. 工事内訳
（別途添付）

工事項目	金 額
1. 応急修繕工事（国制度、県制度以外）	円
2.	
3.	
4.	
5.	
合計	円
うち消費税額	円

3. 支払方法 (.....) 金 円（税込）

竣工時 金 円（税込）

契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名押印の上、各自1通を保有します。

※工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。本工事は見えない部分等の状況により施工内容や工事金額に予測できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいようお願いいたします。なお、応急修繕であるため、工事内容の変更にあたっては本契約とは別途約定となる場合もあることをご了承くださるようお願いいたします。

※請負契約金額は、住宅応急修繕工事の総額のうち、国・県制度に基づいて支払われる分を除外した金額です。ただし、工事全体の見積内訳書をもってご説明させていただく場合もあります。

3) 被災者生活再建支援制度～住宅の再建に対する支援金

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火などの自然現象によって住宅に被害があった場合で、災害救助法の適用となった場合や1つの市町村で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した災害などを対象にしています。

国と地方自治体が基金を積み、基金から支給されます。

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります（世帯の構成員が複数の場合。単身世帯は下記より少なくなります）。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

全壊等100万円 大規模半壊50万円

※災害のあった日から13ヶ月の間

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

建設・購入200万円 補修100万円 賃借50万円

※賃借は公営住宅を除きます。いったん住宅を賃借した後、住宅を建設・購入する場合は、合計で200万円（賃借後に補修する場合は合計100万円）です。

※災害のあった日から37ヶ月の間

支援金の申請・支給には申請書を作成し、必要書類を添えて、地元の市町村に提出します。住宅の被害程度の確認は、「罹災証明」が必要です。

参考：内閣府「被災者に対する支援制度」

http://www.bousai.go.jp/4fukkyu_fukkou/seido.html

《被災者生活再建支援制度の概要》

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)
- ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

- | | |
|------------|---|
| (申請窓口) | 市町村 |
| (申請時の添付書面) | ①基礎支援金: 被災証明書、住民票 等
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等 |
| (申請期間) | ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内
②加算支援金: 災害発生日から37月以内 |

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。